"看阿菲の賃貸證督者のためのお役立ち情報廳"

部多個層

~2023年8月号~



外国人インバウンドの回復が進む! 老朽化建物の倒壊による入居者の死傷とオーナーの責任について

Presented by

SAKURA CONSULTING FIRM

株式会社さくらリアルティ 福岡市大名2丁目4番22号 (新日本ビル5F)

TEL: 092-737-8588

FAX: 092-737-8522

さくらリアルティ



~今月の主な内容~

- P,1 ご挨拶
- P,1 今月の特選物件
- P,2 賃貸管理コーナー
- P,3 業界ニュース
- P,4 相続相談コーナー
- P,5 ソリューションコーナー
- P,6 マンスリーのご案内

ご挨拶

我が社はお客様の大切な資産を守り育てるコンサルティングファームです。 創業以来、700億円を超える不動産取引、8000件を超える不動産ソリューション事業(鑑定評価、売買仲介、M&A、不動産証券化事業、不動産アドバイザリー事業)の実績を積み重ねてまいりました。

スタッフには、不動産鑑定士、不動産コンサルタント、ファイナンシャルプランナーなど不動産サービスに特化したスタッフが揃っています。

不動産に関するあらゆる業務に豊富な経験とノウハウを持ち、 お客様のご相談に応じて、的確で総合的なアドバイスと具体 的な支援を行います。

さまざまなお客様のご相談に対して、遵法性を重視し、誠実な姿勢で、大胆かつ勇気をもってご支援しています。日本経済が大きく変遷していく中で、お客様の唯一無二のパートナーとしてこれからも誠実に、そして力強く、お客様の資産価値の最大化をサポートして参ります。



今月の特選物件

オーナー様限定情報です。
ご了承ください。

売却・購入のご相談・お問い合わせ Tel 092-737-8588 担当:不動産ソリューション事業部 山田・宮田

賃貸管理コーナー



不動産鑑定士 井上 慶一

外国人インバウンドの回復が進む! 今後外国人入居は空室対策に必須か!?

2023年5月に新型コロナが5類に変更され、徐々にコロナ禍 ⇒ アフターコロナに進む中で、外国人インバウンドの回復が顕著に進んでいます。国内では将来的に人口・世帯数減や空き家増加といった問題が懸念される中、外国人インバウンドの回復に伴う、外国人の入居は国内の空室問題を解決する一手となるか、今回は外国人インバウンド最新の状況を解説できればと思います。

<訪日外国人旅行者数の推移>

	2022年	2023年	伸率(%)
1月	17,766	1,497,472	8428.86%
2月	16,719	1,475,455	8825.02%
3月	66,121	1,817,616	2748.92%
4月	139,548	1,949,100	1396.72%
5月	147,046	1,898,900	1291.36%
平均	77,440	1,727,709	4538.01%

	2019年	2023年	伸率(%)
1月	2,689,339	1,497,472	-44.32%
2月	2,604,322	1,475,455	-43.35%
3月	2,760,136	1,817,616	-34.15%
4月	2,926,685	1,949,100	-33.40%
5月	2,773,091	1,898,900	-31.52%
平均	2,750,715	1,727,709	-37.35%

まずは、訪日外国人旅行客数の推移を確認したところ、2022年⇒2023年では1月~5月で平均伸び率4,538.01%と昨年比で大幅に回復してきていることが分かります。また2019年⇒2023年比較でも、コロナ前の訪日数には戻っていないものの、2023年1月⇒5月で伸び率が徐々に減少してきていることが分かります。つまり、インバウンド自体が回復傾向にあることがデータから分かります。

4,000,000

<在留外国人の推移>



また在留外国人数は令和4年末時点で307万5,213人(前年末比31万4,578人、11.4%増加)と過去最高を更新し、初めて300万人を超える結果となりました。以上の結果を踏まえるとインバウンドの回復は好調であり、今後もこの状態が続けば、国内で起きている人口・世帯減による空室問題は外国人の入居によって解決するかもしれません。いかがでしょうか。今回は最新のインバウンド状況をまとめさせて頂きました。本記事がオーナー様の賃貸経営の一助となれば幸いです。

空室募集、空室対策、工事、売却・購入のご相談・お問い合わせ Tel 092-737-8588 担当:長・蒲原



不動産鑑定士 井上 慶一

老朽化建物の倒壊による入居者の 死傷とオーナーの責任について

(ご相談) 私は賃貸アパートを所有しています。築45年と古いアパートなのですが、入居者からあまり賃料も取れないため、十分な補修も行えていません。最近は地震も多いのですが、万が一、大地震などで建物が倒壊して入居者が怪我をしたような場合に、私が責任を負うようなことはありうるのでしょうか?

こちらときどきいただくご相談ですが、結論としては、建物があるべき性能を有していなかった場合や、必要な補修を行っていない場合には、責任を負う可能性があります。

民法には、工作物責任といって、建物の設置又は保存に瑕疵があり、それによって生じた損害を賠償する責任を負う、という規定があります。

◆民法717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。 (以下略)

この規定に基づき、責任を負った裁判例があります。神戸地裁の平成11年9月20日判決です。

こちらの裁判例は、阪神・淡路大震災により賃貸マンションの一階部分が倒壊して賃借人4名が死亡したために、賃借人の遺族が賃貸人・所有者に対して上記の工作物責任に基づく損害賠償をしたものです。遺族からの損害賠償請求額は総額3億円を超えました。

こちらはあれだけの被害が生じた阪神淡路大震災ですから、「やむをえない」「責任はない」と考える方もいらっしゃるかもしれません。

ですが、こちらの裁判例では、結論として、オーナーの責任を一部認めました。(仲介した不動産会社への請求は認めませんでした。)

こちらは旧耐震基準の建物だったのですが、その当時の基準に考えてもの建物が通常有すべき安全性を有していなかった、として賃貸人の工作物責任を認めたのです。

そして、賠償額については、大規模な地震が原因となっていることを考慮して賠償額を5割減額して、1億3,000万円の賠償責任を認めました。

こちらのオーナーは、築16年目の本物件を取得して、賃貸物件としていたところ、築31年目で阪神・淡路大震災が起こり、建築当時の欠陥により1億3,000万円もの賠償責任を負うことになったのでした。

このように、建物がその通常有すべき安全性を有しない、と判断される場合には、所有者・賃貸人は、物件が地震で倒壊する等の事故が起こった場合にその責任を負う可能性があります。予想もできない大地震であったというだけでは免責されるものなく、貸主には、入居者に対する重い責任を負うものであることを知っておきましょう。

相続相談コーナー



税理士 後藤 勇輝 氏

【令和5年度税制改正 資産税関連④】

今回は、先月につづき、資産税の税制改正項目についてその改 正点の詳細をシリーズにて解説していきます。今月は、前回のご案 内の相続時精算課税制度のメリット・デメリットについてです。

■相続時精算課税制度のメリット

- 1) 想定する相続財産額が相続税の基礎控除を超えない場合は生前贈与で 2,500万円まで特別控除を利用すると贈与税も相続税も課税されないことになり ます。
- 2)贈与時の時価で金額を固定されるため、将来値上がりしそうな財産を早いう ちから贈与すると相続税の対策ができます。
- 3)不動産収入など所得を生み出す財産を贈与してしまうことで、将来の相続人 に前もって収益をも移転させることができる。

■相続時精算課税制度のデメリット

- 1) 選択すると暦年課税制度を使うことができなくなります。
- 2) 相続税の計算で税額計算への効果が大きい小規模宅地等の評価減の特例 が使えなくなります。
- 3) 不動産を生前贈与する場合は、移転コスト(契約書作成費用、税金、登記 費用)と税務申告などのコストと手間が増えることとなり、効果が限定的となること があります。

相続時精算課税は、生前に大きな金額の財産を贈与できる制度ではありますが、早 まって選択してしまって相続税が当初試算より増えてしまったり、また相続税申告時に 他の相続人にこの制度の適用があることが露呈し、もらった、もらわないで相続人間の もめ事になったりすることもあります。

令和5年度の改正で使い勝手が変わりますが、より慎重な検討が必要になってくると思 います。

具体的な手続きは、税理十・税務署にて詳細の確認をされて進めて頂けるようお願い いたします。

各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家 (税理士・弁護士・鑑定士等)と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】オーナー様:相続&不動産ご相談窓口 092-737-8588 担当:山田・長 TFI

ソリューションコーナー

自主管理のコストパフォーマンスを考えよう!

物件を新築・購入した際に、自分自身で管理する「自主管理」という選択肢があります。アパート経営は、必ずしも管理会社の手を借りる必要はないのは事実ですし、時間的余裕とノウハウを持っている方であれば、問題なく自主管理ができることでしょう。

しかし、オーナー様ご自身が管理業務を行う際の問題点としてあげられるのは、「入居者からのクレーム対応」や「滞納督促に関する問題」、「入居者募集」等と多岐にわたります。今回は、実際に自主管理で業務を行う場合と、管理会社に仕事を任せる場合の比較をしていきたいと思います。



【自主管理の場合】

【管理委託の場合】

入居者 クレーム対応	24時間、入居者から電話がかかってくるリスクが生じる。場合によっては物件に行って現場対応を行う事案も発生。	24時間受付のコールセンターが一次対応をし、必要に応じて業者を手配する。管理会社が直接対応しなければならない案件との差配をしてくれる。
滞納督促	オーナー様ご自身で入居者宅を訪問し、 滞納賃料の取り立てを行うケースもある。 裁判をするにも手続きや弁護士の手配 はご自身で行う。仮に家賃保証会社に 委託する場合はご自身で手配する必 要がある。	入居者は家賃保証会社への加入が必須のため、入居時の審査があり滞納のリスクを軽減できる。仮に滞納が発生した場合でもオーナー様に賃料は必ず振り込まれる。滞納の督促業務も保証会社が代行で行う。
入居者募集	オーナー様の知人や近親者のネットワークを活用し、入居希望者を探す必要がある。仮に仲介業者に入居者募集を依頼しても、管理料を払っていないため、紹介の優先度は下がる。高額な広告料を請求されることもある。	大手ポータルサイトを活用し、入居希望者を集客する。紹介の優先順位は、 ①自社で管理している物件 ②広告料が高額な物件 ③新築や人気エリアの良質な物件 となっている。
工事・ リフォーム	修繕が必要な箇所の見極めや、入居者に人気の設備動向等が把握できず、 投資すべきポイントが曖昧。結果的に中途半端な仕上がりになることが多い。 また工期が長引く傾向があるため、空室損失期間が長期化しやすい。入居者に負担してもらう費用の見極めが難しい。	お抱えの工事業者が複数社いるため、 見積依頼〜工事完了までスピーディー な対応が可能。 最新の入居者動向を把握しており、入 居が決まりやすいお部屋に仕上げること ができる。有資格者が在籍しているため 入居者が負担する修繕範囲も適切に 判断できる。

上記のように、オーナー様がご自身で物件を管理することにはメリットよりもデメリットの方が多いというのが実情です。管理を任せるということは、オーナー様ご自身の負担を軽減することにも繋がります。特に遠隔地に物件を所有されている方の場合、物件の状況をすぐに把握するのが困難になります。

今一度、管理を任せる費用とご自身の負担を天秤にかけてみてください。何かお困り事がある場合は、是非弊社までご相談ください。



TOTO I SESIPUTATORE SESSION !

家具・家電 生活備品の 購入・設置 入居者 募集から 契約まで トラブル クレーム 処理

退室時の クリーニング

「サッとくらせるさくらす」のウィークリー・マンスリーはお預かりした物件に、家具・家電等の生活備品をセットし運営いたします。入居者募集から、審査及び契約まで安心しておまかせいただけます。契約の際には必ず入居者の身分証明書をご提示頂いており、身分証明のない方の利用はお断りさせていただいております。入居者様には緊急連絡者として基本的に親族を立てていただいております。また居住中のトラブル一切の処理と退室のクリーニングまでもトータルでサポートしております。保険についても通常の入居者の加入保険と同時に加入しますので、オーナー様にもご入居者様にもご安心いただけます!



スタッフプログ始めました!ぜひご一読くださいませ

TOPICS:スタッフブログ https://monthly-fukuoka.co.jp/topics/12780.html



810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-4-22

株式会社さくらリアルティ

マンスリー事業部 担当:小林、吉木、宮原

URL https://monthly-fukuoka.co.jp/



&0120-750-888





さくらリアルティ

【代表】 井上 慶一

【住所】 福岡市大名2丁目4番22号 新日本ビル5F

[TEL] 092-737-8588

[FAX] 092-737-8522

定休日 土日祝日

営業時間 9:00~17:00

●より良い賃貸経営へのご相談はこちら●

□空室について □売却について

□リフォームについて □土地活用について

□家賃滞納について □相続対策について

□賃貸管理について □保険について

□購入について □その他

お気軽にご相談ください!

お問い合わせ先:さくらオーナー通信事務局

管理部: TEL:092-737-8588